

船橋市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和4年6月30日

船橋市監査委員 栗 林 紀 子
同 齋 藤 弘 之
同 大 矢 敏 子
同 橋 本 和 子

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
税務部 税務課	令和4年5月25日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
① 予算の執行状況 ・ 予算会計規則第67条では、資金前渡職員は前渡資金について前渡資金受払簿により出納を明らかにし、その目的を達成した後速やかに精算書を作成するとともに、当該精算書の作成後7日以内に証拠書類を添えて決裁責任者の決裁を受けた後、速やかに会計管理者に送付しなければならないとされているが、市税過誤納金の返還について、決裁責任者の決裁を受けること及び会計管理者への送付が遅れていた。	・ 市税過誤納金の還付の件数が多い繁忙期に、一部の還付誤りにより精算の業務が滞ってしまったことが、決裁責任者の決裁を受けること及び会計管理者への送付が遅れた原因である。 今後は、遅延の主因となった還付誤りを複数担当者によるダブルチェックや読み合わせの精度の向上を図ることで減らし、予算会計規則に則った業務を行う。

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
市民生活部 市民安全推進課	令和4年5月13日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>①予算の執行状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約規則第35条第1号では、契約の相手方が契約を履行し、かつ、検査が終了したときに契約保証金を返還するものとされているが、客引き行為等防止業務委託について、平成31年度の契約書に基づく契約保証金が契約期間終了後、1年以上にわたり返還されていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 返還が遅れた理由としては、契約初年度である平成31年度には契約保証金を納付させていたが、令和2年度からは契約保証金を免除する契約となったこと、また令和元年10月から令和2年度にかけて事務担当、係長、課長の人事異動があり、その際に同事務における引継ぎが十分に行われていなかったことによる。 現在、当課が所管している契約で契約保証金を納付させているものはないが、今後契約保証金を納付させる契約を締結する際には、人事異動の際に契約保証金の有無の引き継ぎを行い、契約終了後速やかに契約保証金を返還することとする。

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
市民生活部 戸籍住民課	令和4年5月13日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>③ 書類の整理状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 私製はがきに貼付した切手の金額が、必要な切手代より多かった。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年郵便料金の改正によりはがき代が改正された際、担当者の確認不足により必要以上の切手代を貼付し処理してしまった。 現在は、個人情報保護の観点から封書による送付に切換えると共に、後納郵便にて処理することで切手の誤貼付を防止している。

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
市民生活部	令和4年5月13日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>[要望事項]</p> <p>業務委託契約において、契約書の規定により発注者が受注者に対し、提出または通知、あるいは報告を求めているものの、当該提出等を確認できない契約が散見された。契約書の作成にあたっては、提出物等について必要なものかどうか精査し、契約書に規定した内容については確実に履行されるよう要望する。</p>	<p>今後の契約においては、個々の契約内容を確認し、提出物等について必要なものかどうかを精査し、不要な書類等については契約書から削除するとともに、契約書に規定した内容については確実に履行することとする。</p>

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
経済部 商工振興課	令和4年4月6日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>①予算の執行状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 船橋市商店街施設整備費及び街路灯維持管理費補助金交付基準では、3（2）電気料の補助額において、「水銀灯・蛍光灯については、電気料金支払い額の2分の1。省エネ電球等については、電気料金支払い額の3分の2の範囲内を補助額とする。」とされているが、商店会保有の街路灯が水銀灯・蛍光灯9本、省エネ電球等が58本であるのに対し、水銀灯・蛍光灯9本分も含めて電気料金総額の3分の2の補助額で交付していた。 	<ul style="list-style-type: none"> 商店街街路灯の電気料の補助額については、船橋市商店街街路灯等設置及び維持管理費補助金交付規則（以下、「規則」という。）第4条第2号において、「ア 電気料 支払額の3分の2の額」の範囲内の額と規定しているところであるが、省エネ化推進を目的として、船橋市商店街施設整備費及び街路灯維持管理費補助金交付基準（以下、「基準」という。）3（2）において、「水銀灯・蛍光灯については、電気料金支払い額の2分の1」としている。この条項ができた平成22年度以降、省エネ電球の割合に応じて補助率を分ける運用を行っており、具体的には、補助対象となる商店会街路灯の電球全体に対する省エネ電球の割合が、3/4以上であれば補助率2/3を適用し、3/4未満であれば補助率1/2を適用している。この運用は決裁では記載しているものの、基準に明文化したものではなかったため、今回の指摘を受け検討した結果、商店街のLED化は進んできており、省エネ化推進の目的を果たしたと言えることから、基準3（2）を削除する基準改正を令和4年4月1日付けで行い、規則第4条第2号の規定どおり補助率を2/3で統一した。

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
経済部 農水産課	令和4年4月6日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>[要望事項]</p> <p>保管する切手の一部額面において、使用する量に比べ保管する量が多く思われた。所管での切手の保管は、業務の利便性は増すが紛失などリスクも増すこととなるため、使用目的に対する保管量が適正か再度検討し、保管転換するなどして必要数を保管するよう要望する。</p>	<p>意見のとおり、多数の切手を課内で保管することは紛失等の恐れもあることから、現在は残っている切手を組み合わせて使用することで、保管している切手の消費に努めている。</p> <p>なお、上記のとおり運用していくことにより、切手の保管量が適正になる見込みのため、保管転換の措置は不要と考えている。</p>

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
病院局 医療センター事務局総務課	令和4年5月31日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>[要望事項]</p> <p>消防設備点検及び建築基準法第12条による定期点検の指摘箇所の一部において、未措置のものが見られた。医療センターにおいては、緊急性等を考慮した上で優先順位を付け適宜対応をしているとのことだが、未措置の箇所については早期に対処されるよう要望する。</p>	<p>令和4年5月現在の対応状況として、消防設備点検については令和2年度に指摘のあった148箇所のうち95箇所を対処しており、残りの53箇所が未対応となっている。</p> <p>令和3年度の消防設備点検で新たに62箇所の指摘の追加があったが、昨年度中に11箇所対処した。</p> <p>これにより、令和2年度分と合わせて残り104箇所の未対応である指摘箇所があるため、早急に修繕業務が契約できるよう準備を進めているところである。</p> <p>また、建築基準法第12条による定期点検については、令和2年度に指摘のあった91箇所のうち89箇所を対処しており、残りの2箇所が未対応となっている。</p> <p>令和3年度の点検で新たに65箇所の指摘があったが、全て対処済みである。残りの2箇所の指摘箇所は、5月中旬に修繕業務の契約を締結し、早急に現場対応することとしている。</p> <p>令和2・3年度の、消防設備点検における主な指摘箇所としては、誘導灯本体の経年劣化・不良及び予備電池の電圧低下・不良が挙げられる（約7割：指摘210箇所中141箇所）。</p> <p>また、建築基準法第12条による定期点検については、建築・電気・機械設備の3項目に区分けされており、建築では113件の指摘があり、主なものとして天井の漏水跡や錆の発生が挙げられる。電気は、20箇所の指摘があり、主なものとして誘導灯のバッテリー切れが挙げられる。機械設備は、23箇所の指摘があり、主なものとして機械の異音や錆の発生が挙げられる。</p> <p>※監査対象期間が、R3.4.1～R3.8.31であり、令和3年度の消防設備点検及び建築基準法第12条による定期点検は対象期間以降（消防設備点検：9月、12条点検：9～10月）に行われたので、監査対象となったのは令和2年度。</p>